

人間文化研究機構長選考規程

平成19年 6月 5日

選考会議決定

一部改正 平成25年2月28日

一部改正 平成27年3月13日

一部改正 平成30年2月28日

一部改正 令和 3年7月 6日

一部改正 令和 4年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構長選考・監察会議規程（以下「選考・監察会議規程」という。）第7条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）における機構長候補者（以下「機構長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 人間文化研究機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構長候補者を選考する。

- 一 機構長の任期が満了するとき
- 二 前号に掲げるもののほか、機構長の選考の必要が生じたとき

2 機構長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の満了の日の少なくとも3ヶ月前までに完了し、同項第2号に該当する場合には、速やかに開始する。

(選考日程の公示)

第3条 選考・監察会議は、前条第1項各号のいずれかにより機構長候補者の選考の必要が生じたときには、速やかに機構長候補者の選考の選考日程を決定し、公示するものとする。

(機構長候補者の基準)

第4条 機構長候補者の基準については、選考・監察会議が定める「人間文化研究機構長に求められる人材像」による。

(一次適任者の推薦)

第5条 第2条第2項の規定により機構長候補者の選考が開始されたときには、選考・監察会議は、機構長候補者を選考するため、次の各号に定める者に第一次機構長候補適任者（以下「一次適任者」という。）の推薦を求める。

一 経営協議会委員

二 教育研究評議会評議員

三 機構に置く各大学共同利用機関の運営会議委員

- 2 前項に定めるもののほか、選考・監察会議は、選考・監察会議が認めた機構の研究教育職員10名以上の連名により、一次適任者の推薦を求める。
- 3 選考・監察会議は、一次適任者の推薦を求める際は、あらかじめ、推薦者が本人から機構長候補者になることの同意を得ていることを原則とする。ただし、推薦期間内に推薦者が候補者から同意を得られない場合は、その旨を明記した推薦書を受け付け、第二次機構長候補適任者（以下「二次適任者」という。）を選出する選考・監察会議開催日の前日までに、選考・監察会議議長（又は推薦者）が候補者からの同意の確認をするものとし、確認できなかった場合は、一次適任者から除くものとする。
- 4 第1項の推薦方法並びに第2項の一次適任者を推薦できる研究教育職員の範囲及び推薦方法については、前項によるもののほか別に定める。

（二次適任者の選考）

- 第6条 選考・監察会議は、前条により推薦を受けた一次適任者から、二次適任者3名程度を選考する。
- 2 選考・監察会議は、前項で定める二次適任者3名程度を選考するに当たっては、投票により決するものとする。
 - 3 前項の投票は、単記無記名投票により行う。ただし、例外として電子システムを利用した投票もできることとする。

（機構長候補者の選考）

- 第7条 選考・監察会議は、前条で決定した二次適任者から機構長候補者1名を選考する。
- 2 選考・監察会議は、前項の選考を行うに当たり、所信を記載した書面の提出を求めるものとする。
 - 3 選考・監察会議は必要に応じ、第1項の選考を行うに当たり、二次適任者について選考・監察会議に出席を求めることができる。
 - 4 選考・監察会議は、第1項で定める機構長候補者1名を選考するに当たっては、投票により決するものとする。
 - 5 前項の投票は、単記無記名投票により行い、投票数の過半数の賛成をもって決する。なお、投票数の過半数の賛成が得られなかった場合には、上位2名による投票とし、その場合においては投票数の過半数の賛成により決する。ただし、例外として電子システムを利用した投票もできることとする。

（委員が二次適任者となった場合の措置）

- 第8条 選考・監察会議の委員が二次適任者となったときは、前条に定める機構長候補者の選考に加わらないものとする。

（機構長候補者への通知及び機構長への報告）

- 第9条 選考・監察会議の議長は、第7条の規定により機構長候補者を選考したときは、

文書をもって機構長候補者にその旨を通知するとともに、機構長に報告するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第10条 機構長は、前条の規定により報告に基づき、機構長候補者を次期機構長に任命することについて、文部科学大臣に申し出る。

(庶務)

第11条 機構長候補者の選考等に関する庶務は事務局総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程の解釈について疑義があるときは、選考・監察会議がこれを決定する。

2 この規程の改廃は、選考・監察会議がこれを行う。

3 この規程に定めるもののほか、機構長候補者の選考に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。